# 第5章|行政訴訟

入国管理局に係る行政訴訟等(以下「入管関連訴訟」という。)は近年急増している。

本案 (注1)事件について見た場合,提起件数は,平成10年には31件であったものが,14年においては155件と5倍となっており,また,係属件数は,10年末現在では44件であったものが,14年末現在では255件と急増している(表54)。

75	农34 山八国昌连舆协协战(本条争计)仍在移(十成13年1月现任)							(件)		
区	—— 分				年	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14
	退去強制手続関係訴訟	提		起作	牛 数	6	13	21	55	74
			不	法入国・	不法上陸	2	1	3	23	32
行	続関係		不	法	残 留	3	10	16	29	34
	訴訟		刑	罰法令	違反等	1	2	2	3	8
	在	提		起作	牛 数	12	21	11	13	20
政	在留審查関係訴訟			期間更	更新	7	13	7	11	11
	查開			資格変	② 更	5	8	4	2	8
事	係訴		再入国許可			_	_	_	_	_
	訟			その	他	_	_	_	_	1
件	在留資格認定証明書手続関係訴訟					2	_	_	_	1
		難民認定手続関係訴訟				7	27	46	8	52
			そ	の他		_	_	3	9	4
	民 事 事 件				:	4	_	3	6	4
人身保護請求事件				請求事件	:	_	1	_	_	_
提起件数(総数)						31	62	84	91	155
終了件数					Į.	25	24	41	42	74
	年末係属件数					44	82	125	174	255

表54 出入国管理関係訴訟(本案事件)の推移(平成15年1月現在) <sub>(件</sub>、

また,退去強制令書発付処分等の執行停止申立事件についても,提起件数は,10年には12件であったものが,14年においては56件と約4.7倍となっている(注2)(表55)。

14年に提起された本案事件の内訳を見ると,退去強制手続関係訴訟が74件,在留審査関係訴訟が20件,難民認定手続関係訴訟が52件,その他(国家賠償請求事件等を含む。)が9件となっている。入管関連訴訟は,昭和50年代までは,退去強制手続関係訴訟,それも不法入国等に係る事件が大勢を占めていたが,60年代から不法残留に係る事件が増加し,その後平成に入ってからは在留審査関係訴訟が増加し,平成2年から11年までの間,退去強制手続関係訴訟の提起件数を在留審査関係訴訟の提起件数が上回る状態が続いた。しかしながら,10年頃から難民認定手続関係訴訟が急増し,14年においては,全体の提起件数の約34%を占めるに至っている。また,退去強制手続関係訴訟についても,難民該当性を有すること等を理由に訴訟提起する事案が増加しており,12年以降,再び在留審査関係訴訟の提起件数を上回る状態となってきている。

表55 出入国管理関係訴訟(執行停止甲立事件)の推移(平)						多(平成15年	= 1 月現仕)	(件)		
区分	<b>立</b>				年	平成10	平成11	平成12	平成13	平成14
退去強制令書執行停止申立事件	提		起	件	数	11	14	23	49	56
	終了	_	小	計	t	7	15	17	24	77
			却下			_	_	2	7	7
			全部停止			1	I	_	_	_
			送還停止		6	12	11	12	42	
立事				取下け	f	1	3	4	5	28
在		年	末 係	属件	数	4	3	9	34	13
そ		提	起	件	数	1	3	2	9	_
他	終了		小	計	t	1	3	2	_	9
の他の執行停止申立事件				却下	-	1	2	2	_	9
行停				全部停止	=	_	_	_	_	_
申				送還停止	=	_	_	_	_	_
事				取下け	f	_	1	_	_	_
件	年 末 係 属 件 数				数	_	_	_	9	_
提起件数(総数)						12	17	25	58	56
終了件数						8	18	19	24	86
年末係属件数						4	3	9	43	13

表55 出入国管理関係訴訟(執行停止申立事件)の推移(平成15年1月現在)

このように、入管関連訴訟は、かつての退去強制手続関連訴訟を中心とした時代と比較して 複雑多様化の一途をたどっている。

# 第1節 在留審查関係訴訟

平成10年から14年までの間に提起された在留審査関係の不許可処分等に関する取消訴訟の提 起件数は延べ77件となっており、その内訳は、在留期間更新不許可処分取消訴訟が49件、在留 資格変更不許可処分取消訴訟が27件,その他が1件となっている。

この間の在留審査関係訴訟に係る提起件数は概ね年間10~20件台(年間平均15.4件)で推移 している。この傾向を5年から9年までの5年間と比較すると,5年から9年までの間に提起 された在留審査関係訴訟の提起件数は延べ95件,この間の年間平均の提起件数は年間19件であ った。

在留審査関係訴訟の提起件数が近年落ち着きを見せているのは,日本人の配偶者に関する訴 訟の提起件数との関連がある。これは,いわゆる偽装結婚,あるいは,法律上は日本人の配偶 者であるものの婚姻関係の実態が形骸化していることなどを理由として,「日本人の配偶者等」

<sup>(</sup>注1)訴訟法上の用語であって,一般的に言えば,付随的な又は派生的な事項に対して,基本的な事項を意味する場 合に用いられる(高辻正巳ほか編『法令用語辞典』学陽書房,平成12年3月25日,661頁等参照)。入管関連訴訟 実務上も,入国管理局に係る抗告訴訟(行政事件訴訟法第3条)又は国家賠償請求(国家賠償法に基づく請求) 事件等につき,執行停止申立事件(同法第25条)等との対比といった観点から,本案事件の用語を用いている。

<sup>(</sup>注2)他方,係属件数については、14年末現在で13件にとどまっている。これは、一般に、執行停止申立事件は、 その性質上,早期に決定がなされることによる。

の在留資格への在留資格変更不許可処分又は在留期間更新不許可処分を受けた外国人が,これ を不服として取消請求訴訟を提起するものであり,5年頃から同訴訟の提起件数が急増した。

「日本人の配偶者等」関連訴訟については,当初,裁判所が「日本人の配偶者等」の在留資格を付与するためには法律上有効な婚姻関係さえあれば足りるとの見解を採用していた(東京地方裁判所平成5年3月22日判決,同裁判所平成6年4月28日判決)ことが急増の背景と考えられる。

しかし、その後、たとえ法律上の婚姻関係は続いているとしても、日本人の配偶者との婚姻 関係が回復し難いまでに破綻し、互いに婚姻関係を維持、継続する意思もなく、婚姻関係がそ の実体を失って形骸化しているような場合には、「日本人の配偶者等」の在留資格の在留資格該 当性を認めることはできない旨の判決が定着した(東京高等裁判所平成8年5月30日判決、大 阪地方裁判所平成8年12月18日判決、東京地方裁判所平成7年12月7日判決。なお、行政実務 においても同様の見解を採用している。)ことから、この種の訴訟に係る提起件数が落ち着きを 見せてきていると考えられる。

### 第2節 退去強制手続関係訴訟

平成10年から14年までの間に提起された退去強制令書発付処分等に関する行政訴訟の提起件数は延べ169件であり、その内訳は、不法入国・不法上陸に係る事案が61件、不法残留に係る事案が92件、刑罰法令違反等に係る事案が16件となっている。

退去強制手続関係訴訟の提起件数は,10年には6件であったものが,14年には74件と急増している。これは難民認定手続関係訴訟(後記第4節)と同様,難民該当性を有すること等を理由に訴訟提起する事案が増加していることと関連がある。また,内訳別では,特に刑罰法令違反等について,10年の1件から,14年には8件と顕著となってきている。

退去強制令書発付処分等に関する行政訴訟は,退去強制事由に該当しないとして争われた事例は極めて少なく,退去強制事由に該当することを認めながらも,異議の申出に対する法務大臣等の裁決において,裁決の特例として在留特別許可を与えなかったことについて「裁量権の範囲を超え又はその濫用があった」(行政事件訴訟法第30条)として争うものがほとんどである。

## 第3節 退去強制令書発付処分等に関する執行停止申立て

行政事件訴訟法は,処分の取消請求訴訟が提起された場合でも,処分の効力,処分の執行又は手続の続行を妨げないと規定し,執行不停止の原則を採用している(同法第25条第1項)。しかし,判決が出るまでの間,原告の法的地位を暫定的に保全する必要性や,原告に著しい損害が生じて判決による権利救済が無意味となることを防止する必要性があることから, 取消請

求訴訟が係属していること, 回復困難な損害を避けるための緊急の必要性があること, 公 共の福祉に重大な影響を及ぼすおそれのないこと, 本案について理由がないと見えるときに 当たらないことの各要件を満たすものについては,行政処分の効力,処分の執行又は手続の続 行を停止することができることとされている(同条第2項及び第3項)。退去強制令書発付処分 等取消請求訴訟においても,取消請求訴訟を提起した者から裁判所に対し執行停止の申立てが なされることが多い。

平成10年から14年までの間に提起された退去強制令書発付処分等に関する執行停止申立ての 提起件数は延べ168件であり、その内訳は、退去強制令書発付処分取消請求事件に係るものが 153件、その他(収容令書発付処分取消請求事件等)が15件である。

退去強制令書発付処分取消請求訴訟に係る裁判所の決定としては , 却下(収容部分,送還部分ともに執行不停止), 収容部分及び送還部分の全部を停止するもの(全部停止), 送還部分に限った一部を停止するもの(送還停止),がある。傾向としては , (送還停止)の決定がなされるケースが多いが ,前記「本案について理由がないと見えるとき」に当たると判断され , 却下(執行不停止)の決定がなされるケースもある。他方 , (収容停止)については ,一部の下級審における決定には見られるものの ,10年から14年までの期間に で確定した事案はない。

### 第4節 難民認定手続関係訴訟

平成10年から14年までの間に提起された難民不認定処分等に関する取消請求訴訟の提起件数は延べ140件であり、この間の平均提起件数は年間28件と急増傾向にある。この傾向を5年から9年までの間に提起された難民認定手続関係訴訟の提起件数は延べ21件であり、この間の平均提起件数は年間僅か4.2件にすぎなかった。前記第2節のとおり、退去強制手続関係訴訟においても難民該当性の有無が争点となる事案は急増しており、近年の入管関連訴訟の中心を占めるものとなってきている。

#### ワンポイント解説

#### マンデート難民

マンデート難民とは、国連難民高等弁務官(UNHCR)による自主帰還、第三国定住、種々の物的援助等の各種保護を必要とする者を国連難民高等弁務官事務所規程所定のUNHCRの権限の及ぶ対象者としてUNHCRにより認定された者をいい、UNHCRによる同認定と、難民条約所定の保護を与えることを目的とする難民条約締約国による難民の認定とは目的及び対象を異にする。

したがって,UNHCRが難民の認定を行った者(マンデート難民)について,入管法上の難民の認定が行われるとは必ずしもいえない。

この期間における重要な判決として,国連難民高等弁務官のマンデート難民(ワンポイント解説)に関する判決がある。すなわち,東京高等裁判所平成12年9月20日判決では, 難民条約及び同議定書には,難民認定に関する立証責任や立証の程度に関する規定はないから,難民該当性の立証基準に関し,国連難民高等弁務官の見解を条約解釈の補足的手段として参照すべき必要性はない, 国連難民高等弁務官がマンデート難民として認定した場合であっても,それをもって直ちに法務大臣の判断に根本から見直すべき問題点があるとはいえない,と判示している。